

# 要 望 書

令和4年3月30日

札幌市長 秋 元 克 広 様

札幌地区重症心身障害児（者）を守る会  
会 長 児 玉 玲 子

日頃より、重症心身障害児（者）の福祉・医療・教育にご理解とご配慮を賜り、心より感謝申し上げます。

又、新型コロナウイルス感染予防対策として様々な情報提供や基礎疾患を有する本人のワクチン接種など、ご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、当会ではどんなに障がいが高くても一市民として命を輝かせ豊かに暮らしている社会を目指し、「最も弱いものをひとりももれなく守る」の理念の基に活動を続けております。

近年、重症心身障害児・者を取りまく環境も変わりつつある中、札幌市内には北海道内在宅重症児者（約1,100名）の半数以上が暮らしており、年々増加傾向にありますがその実態は把握されていないと思われまます。

特に医療の発達等により、医療的ケアを必要とする子どもたちが多くなる現状にあり、家族の負担は24時間に亘り、その支援体制の整備が急がれています。

昨年9月18日に医療的ケア児及びその家族を社会全体で支援する『医療的ケア児支援法』が施行されました。今後の課題解決への取り組みに期待するところです。

また、在宅生活を支えてきた家族も高齢化、疲弊する中で、安心・安全に本人たちの暮らしを保障する選択肢の拡大と充実が求められています。

本人と家族のゆとりある暮らしの実現に向けて、次の事項について検討し、早期の実施を要望いたします。

## 1. 短期入所の受入れ先の拡大とレスパイトサービス

- ①医療的ケアがあっても安心して利用できる身近な実施施設・病院による受入れ先の拡大
- ②緊急時の受入れ先の確保について検討してください。

札幌市として重症心身障害児・者の短期入所利用について実態（利用者による目的、利用頻度等と、受け入れ事業所）を調査してください。

迅速な緊急時受入れ体制に向けて、「障がい者地域生活拠点等事業」など各事業所同士の連携強化を図るための仕組みを作ってください。

- ③安心・安全に利用できるための福祉型短期入所への重度・医療加算

ふだん通所している生活介護事業所等の福祉型短期入所は、本人のストレスが少なく将来の自立に向けても貴重な資源です。活用するための全介助・喀痰吸引等に対応する人材確保への加算創設を検討してください。

- ④訪問看護師によるレスパイト事業を実施してください。（東京都・他が実施）

医療的ケアを要する児者の短期入所利用は受け入れ先が限られ、2カ月前の申し込みを要するなどかなり難しい状況です。他のきょうだい、母親の用事等で安心して利用できるレスパイト事業として早期に札幌市でも実施してください。

## 2. 生涯にわたる寄り添った相談支援の充実

親が介護できなくなった時、又は親亡き後、子どもたちがより良い生活を継続していけるよう寄り添った相談支援の役割が重要となっています。

（1）本人や家族の状況を把握し適切なサービス等利用計画やサービスのコーディネートができるよう事業所の拡大と人材育成をしてください。

※重症児者を理解している相談員は限られており、通所事業所等で一定期間（3日以上）、本人たちとふれあう体験をする研修を検討してください。

（2）医療的ケア児等支援センターの設置と医療的ケアを要する重症児者の支援を調整し、対応可能な地域づくりを進める役割として「医療的ケア児等コーディネーター」養成研修を継続してください。

## 3. 重症者に対応できるグループホーム

重症者に対応できるグループホーム実現に向けて、自立支援協議会における重症者部会、又はワーキンググループの設置をお願いします。

## 4. 札幌市各区の重症児者の年齢別人数・医療的ケアの状況調査をしてください。

また、年一回の受給者証更新の際は区担当者による家庭訪問で本人の実態把握をしてください。

